

○経済産業省令第三十三号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）の規定に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

経済産業大臣 世耕 弘成

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令

第十一号）の一部を、別表により改正する。

第二条 前条に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を改正前欄に掲げている場合であつて、これに対応するものを改正後欄に掲げていないときは、当該対象規定を削り、対象規定を改正後欄に掲げている場合であつて、これに対応するものを改正前欄に掲げていないときは、当該対象規定を加えること。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に設置されている法第三十七条に規定する特定供給設備（貯蔵能力が一萬キログラム以上のバルク貯槽による供給に係るものに限る。）であつて、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十四条第二号ロ(2)に定める技術上の基準に適合していないものについては、なお従前の例による。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（供給設備の技術上の基準）</p> <p>第十八条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 二十一 「略」</p> <p>二十二 第十六条第十三号に基づき液化石油ガスを体積により販売する場合にあつては、次のイ又はロに掲げるもの及びハに掲げるものが告示で定める方法により設置されていること。ただし、その設置場所又は一般消費者等の液化石油ガスの消費の形態に特段の事情があるとき（ロに掲げるものにあつては、告示で定める場合を含む。）若しくは消費設備の所有者又は占有者からその設置の承諾を得ることができないときは、この限りでない。</p> <p>イ 異常なガス流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止する機能及びその旨の表示を行う機能を有するガスメーター</p> <p>ロ・ハ 「略」</p> <p>二十三 「略」</p> <p>（供給設備の点検の方法）</p> <p>第三十六条 法第二十七条第一項第一号に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産業省令で定める基準は次のとおりとする。</p> <p>一 点検は、次の表の上欄に掲げる供給設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる</p>	<p>（供給設備の技術上の基準）</p> <p>第十八条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 二十一 「略」</p> <p>二十二 第十六条第十三号に基づき液化石油ガスを体積により販売する場合にあつては、次のイ又はロに掲げるもの及びハに掲げるものが告示で定める方法により設置されていること。ただし、その設置場所又は一般消費者等の液化石油ガスの消費の形態に特段の事情があるとき（ロに掲げるものにあつては、告示で定める場合を含む。）若しくは消費設備の所有者又は占有者からその設置の承諾を得ることができないときは、この限りでない。</p> <p>イ 一定のガス流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止する機能その他告示で定める機能を有するガスメーター</p> <p>ロ・ハ 「略」</p> <p>二十三 「略」</p> <p>（供給設備の点検の方法）</p> <p>第三十六条 法第二十七条第一項第一号に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産業省令で定める基準は次のとおりとする。</p> <p>一 点検は、次の表の上欄に掲げる供給設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる</p>

回数で行うものとする。

供給設備の種類	イ 特定供給設備以外の供給設備（バルク供給に係るものを除く。）
点検を行う事項	(1) 「略」 (2) 第十八条第三号チ、第十号（地下室等に係る供給管（ポリエチレン管を使用しているものを除く。）の部分及び亜鉛めっきを施した供給管（防しよくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。）であつて地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）に限る。）及び第二十一号に掲げる基準
点検の回数	〔略〕 〔略〕

回数で行うものとする。

供給設備の種類	イ 特定供給設備以外の供給設備（バルク供給に係るものを除く。）
点検を行う事項	(1) 「略」 (2) 第十八条第三号チ、第十号（地下室等に係る供給管の部分及び亜鉛めっきを施した供給管又は亜鉛めっきを施した供給管に防しよくテープを施したものであつて地盤面下に埋設したものを（地下室等に係る供給管の部分を除く。）限り、ポリエチレン管を使用している供給管を除く。）及び第二十一号に掲げる基準に関する事項
点検の回数	〔略〕 〔略〕

に関する事項

(4)(3) 「略」
第十八条第二

号イ及びびハから
トまで、第三号
イ、ホ及びびへ、
第五号（調整器
とガスメーター
の間の部分に限
る。）第六号
、第十号（地下
室等に係る供給
管の部分、亜鉛
めつきを施した
供給管（防しよ
くテープを施し
たものを含み、
機能を損なうお
それのある腐し
よくが生じない
ものを除く。）
であって地盤面
下に埋設したも
の（地下室等に
係る供給管の部
分を除く。）及
びポリエチレン
管を使用してい

「略」
「略」

(4)(3) 「略」
第十八条第二

号イ及びびハから
トまで、第三号
イ、ホ及びびへ、
第五号（調整器
とガスメーター
の間の部分に限
る。）第六号
、第十号（地下
室等に係る供給
管の部分、亜鉛
めつきを施した
供給管又は亜鉛
めつきを施した
供給管に防しよ
くテープを施し
たものであつて
地盤面下に埋設
したもの（地下
室等に係る供給
管の部分を除く
。）及びポリエ
チレン管を使用
している供給管
を除く。）第十
十一号、第十四

「略」
「略」

ロ 特定供給設備以外の供給設備（バルク供給に係るものに限る。）

る供給管を除く。
。）、第十一号、第十四号並びに第二十号ハに掲げる基準に関する事項

(2)(1)

〔略〕

第十九条第七号（第十八条第十号（地下室等に係る供給管（ポリエチレン管を使用しているものを除く。）の部分及び亜鉛めっきを施した供給管（防しよくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。））であつて地盤面下に埋設したものの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）に

〔略〕

ロ 特定供給設備以外の供給設備（バルク供給に係るものに限る。）

号並びに第二十号ハに掲げる基準に関する事項

(2)(1)

〔略〕

第十九条第七号（第十八条第十号（地下室等に係る供給管の部分及び亜鉛めっきを施した供給管又は亜鉛めっきを施した供給管に防しよくテープを施したものであつて地盤面下に埋設したものの（地下室等に係る供給管の部分を除く。））に限り、ポリエチレン管を使用している供給管を除く。）及び第二十一号に係る部分に限る

〔略〕

限る。)及び第
二十一号に係る
部分に限る。)
掲げる基準に
関する事項

(4)(3)

「略」

第十九条第一
号チ、リ並びに
ワ、第二号イ、
ハ並びにホ(第
一号チ、リ及び
ワに係る部分に
限る。)、第三
号ロ、ハ(9)及び
(10)、ニ並びに
ホ(2)及び(6)並
びに第七号(第十
八条第五号(調
整器とガスメー
ター)の間の部分
に限る。)、第
六号、第十号(第
地下室等に係る
供給管の部分、
亜鉛めつきを施
した供給管(防
しよくテープを
施したものを含

「略」
「略」

。)
に掲げる基
準に関する事項

(4)(3)

「略」

第十九条第一
号チ、リ並びに
ワ、第二号イ、
ハ並びにホ(第
一号チ、リ及び
ワに係る部分に
限る。)、第三
号ロ、ハ(9)及び
(10)、ニ並びに
ホ(2)及び(6)並
びに第七号(第十
八条第五号(調
整器とガスメー
ター)の間の部分
に限る。)、第
六号、第十号(第
地下室等に係る
供給管の部分、
亜鉛めつきを施
した供給管又は
亜鉛めつきを施
した供給管に防

「略」
「略」

ハ 特定供給設備（バルク供給に係るものを除く。）

(2)(1) 「略」
第五十三条第二号又及び第四号（第十八条第十号（地下室等に係る供給管）ポリエチレン管を使用しているものを除く。）

み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。）であつて地盤面に埋設したものの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用している供給管を除く。）、第十一号、第十四号及び第二十号ハに係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項

「略」
「略」

ハ 特定供給設備（バルク供給に係るものを除く。）

(2)(1) 「略」
第五十三条第二号又及び第四号（第十八条第十号（地下室等に係る供給管の部分及び亜鉛めつきを施した供給管又は亜鉛め

しよくテープを施したものであつて地盤面に埋設したものの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用している供給管を除く。）、第十一号、第十四号及び第二十号ハに係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項

「略」
「略」

の部分及び亜鉛めつきを施した供給管（防しよくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。）であつて地盤面に埋設したものの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）に限る。）及び第二十一号に係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項

(4)(3) 第五十三条第一号イ、ロ及びニからチまで、第二号イ、ロ、ト及びチ、第四号（第十八条第六号、第十号（地下室等に係る

〔略〕
〔略〕

つきを施した供給管に防しよくテープを施したものであつて地盤面に埋設したものの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）に限り、ポリエチレン管を使用している供給管を除く。）及び第二十一号に係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項

(4)(3) 第五十三条第一号イ、ロ及びニからチまで、第二号イ、ロ、ト及びチ、第四号（第十八条第六号、第十号（地下室等に係る

〔略〕
〔略〕

ニ 特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）

供給管の部分、
亜鉛めつきを施した供給管（防しよくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。）であつて地盤面に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用した供給管を除く。及び第二十号ハに係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項

(1) 「略」

(2) 第五十四条第三号（第十八条第十号（地下室等に係る供給管（ポリエチレン

「略」

ニ 特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）

供給管の部分、
亜鉛めつきを施した供給管又は亜鉛めつきを施した供給管に防しよくテープを施したものであつて地盤面に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用した供給管を除く。及び第二十号ハに係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項

(1) 「略」

(2) 第五十四条第三号（第十八条第十号（地下室等に係る供給管の部分及び亜鉛

「略」

(4)(3) 管を使用しているものを除く。〔の〕部分及び亜鉛めっきを施した供給管（防しよくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。）であつて地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）に限る。）及び第二十一号に係る部分に限る。〔に〕掲げる基準に関する事項

〔略〕

(4)(3) 〔略〕

めつきを施した供給管又は亜鉛めつきを施した供給管に防しよくテープを施したものであつて地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）に限り、ポリエチレン管を使用している供給管を除く。）及び第二十一号に係る部分に限る。〔に〕掲げる基準に関する事項

〔略〕

びに第五十三
第一号イ及び
に係る部分に
る。)、第二号
ロ(1)から(3)
、ホ(第十九条
第三号ハ(9)及
に係る部分に
限る。)、へ(第
第十九条第三号
ニ(2)に係る部
に限る。)、及び
ト(第十九条第
三号ホ(2)及び
に係る部分に
る。)、並びに第
三号(第十八条
第六号、第十号
(地下室等に係
る供給管の部分
、亜鉛めつきを
施した供給管)
防しよくテープ
を施したものを
含み、機能を損
なうおそれのあ
る腐しよくが生
じないものを除

びに第五十三
第一号イ及び
に係る部分に
る。)、第二号
ロ(1)から(3)
、ホ(第十九条
第三号ハ(9)及
に係る部分に
限る。)、へ(第
第十九条第三号
ニ(2)に係る部
に限る。)、及び
ト(第十九条第
三号ホ(2)及び
に係る部分に
る。)、並びに第
三号(第十八条
第六号、第十号
(地下室等に係
る供給管の部分
、亜鉛めつきを
施した供給管又
は亜鉛めつきを
施した供給管に
防しよくテープ
を施したもので
あつて地盤面下
に埋設したもの

	く。)であつて地盤面に埋設したもの(地下室等に係る供給管の部分を除く。及びポリエチレン管を使用している供給管を除く。)及び第二十号ハに係る部分に限る。に掲げる基準に関する事項

2 二 「略」

(消費設備の調査の方法)

第三十七条 法第二十七条第一項第二号に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 調査は、次の表の上欄に掲げる消費設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。

イ 第四十四条 第一号に掲げ	消費設備の種類	調査を行う事項	調査の回数
		(1) 第四十四条第一号ハ(地下室	「略」

	(地下室等に係る供給管の部分を除く。)及びポリエチレン管を使用している供給管を除く。及び第二十号ハに係る部分に限る。に掲げる基準に関する事項

2 二 「略」

(消費設備の調査の方法)

第三十七条 法第二十七条第一項第二号に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 調査は、次の表の上欄に掲げる消費設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。

イ 第四十四条 第一号に掲げ	消費設備の種類	調査を行う事項	調査の回数
		(1) 第四十四条第一号ハ(地下室	「略」

る消費設備

等に係る配管（ポリエチレン管を使用したものを除く。）の部分及び亜鉛めつきを施した配管（防しよくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。）であつて地盤面に埋設したもの（地下室等に係る配管の部分を除く。）に限る。）及びロ、ヘ（地下室等に係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項

(2) 第四十四条第一号イ（配管及びガス栓に係る部分に限る。）

〔略〕

る消費設備

等に係る部分及び亜鉛めつきを施した配管又は亜鉛めつきを施した配管に防しよくテープを施したものであつて地盤面に埋設したもの（地下室等に係る配管の部分を除く。）に限り、ポリエチレン管を使用したものを除く。）及びロ（地下室等に係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項

(2) 第四十四条第一号イ（配管及びガス栓に係る部分に限る。）

〔略〕

室等に係る部分、亜鉛めっきを施した配管（防しよくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。）であつて地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る配管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用したものを除く。）
、ト、又、ヲ（地下室等に係る部分を除く。）
、ワ、カ、ヨ、タ（1）から（iv）まで及び（2）（i）及び（iv）に係る部分に限る。）
、ツ（不完全燃焼する状態に至つた場合に当該

室等に係る部分、亜鉛めっきを施した配管又は亜鉛めっきを施した配管に防しよくテープを施したものであつて地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る配管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用したものを除く。）
、ト、又、ヲ（地下室等に係る部分を除く。）
、ワ、カ、ヨ、タ（1）から（iv）まで及び（2）（i）及び（iv）に係る部分に限る。）
、ツ（不完全燃焼する状態に至つた場合に当該燃焼器へのガス供給を自動的に遮断し燃焼

面下に埋設した
もの（地下室等
に係る配管の部
分を除く。）に
限る。）に係る
部分に限る。）
及び(8)（地下室
等に係る部分に
限る。）に掲げ
る基準に関する
事項

(3) 第四十四条第
二号イ(3)、(5)（
第十八条第十号
に係る部分に限
る。）、(6)（同
条第二十号ハに
係る部分に限る
。）、(7)（第四
十四条第一号ロ
及びヘ（地下室
等に係る部分、
亜鉛めつきを施
した配管（防し
よくテープを施
したものを含み
、機能を損なう
おそれのある腐

〔略〕

たものを除く。
）に係る部分に
限る。）、及び(8)
（地下室等に係
る部分に限る。
）に掲げる基準
に関する事項

(3) 第四十四条第
二号イ(3)、(5)（
第十八条第十号
に係る部分に限
る。）、(6)（同
条第二十号ハに
係る部分に限る
。）、(7)（第四
十四条第一号ロ
及びヘ（地下室
等に係る部分、
亜鉛めつきを施
した配管又は亜
鉛めつきを施し
た配管に防しよ
くテープを施し
たものであつて

〔略〕

しよくが生じないものを除く。
〔であつて地盤面下に埋設した
もの（地下室等に
係る配管の部分
を除く。）及び
ポリエチレン
管を使用したも
のを除く。）に
係る部分に限る
。〕、(8)（地下
室等に係る部分
を除く。）、(9)
（同号ヨ、ツ（
不完全燃焼する
状態に至つた場
合に当該燃焼器
へのガスの供給
を自動的に遮断
し燃焼を停止す
る機能を有する
と認められるも
のを除く。）、
ネ(2)及び(3)並
びにムに係る部
分に限る。）、
(10)（同号タ
(1)（i)か

地盤面下に埋設
したもの（地下
室等に係る配管
の部分を除く。
）及びポリエチ
レン管を使用し
たものを除く。
〔に係る部分に
限る。〕、(8)（
地下室等に係る
部分を除く。）
、(9)（同号ヨ、
ツ（不完全燃焼
する状態に至つ
た場合に当該燃
焼器へのガスの
供給を自動的に
遮断し燃焼を停
止する機能を有
すると認められ
るものを除く。
））、ネ(2)及び
（3）並びにム
に係る部分に限
る。）、(10)（
同号タ(1)（i）
から(10)（iv）
まで及び(1)（i）
及び(1)（i）及
び(1)（i）に係
る部分

ら(iv)まで及び(2)
 (i)及び(1)及び(iv)
 に係る部分に限
 る。)に係る部
 分に限る。)及
 び(13)(同号イ
 配管及びガス栓
 に係る部分に限
 る。)及び又
 に係る部分に限
 る。)並びに口(1)
 、(2)(第十八条
 第二十号イ及び
 ハに係る部分に
 限る。)及び(3)
 に掲げる基準に
 関する事項

二〇四 「略」

(消費設備の技術上の基準)

第四十四条 法第三十五条の五の経済産業省令で定める消費設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 次号に掲げるもの以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。

イヌ 「略」

ル 末端ガス栓と燃焼器とを硬質管、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、ゴム管等を用いて接続する場合は、その使用条件に照らし適切なものを用いること

に限る。)に係
 る部分に限る。
)及び(13)(同号
 イ(配管及びガ
 ス栓に係る部分
 に限る。)及び
 又に係る部分に
 限る。)並びに
 口(1)、(2)(第十
 八条第二十号イ
 及びハに係る部
 分に限る。)及
 び(3)に掲げる基
 準に関する事項

二〇四 「略」

(消費設備の技術上の基準)

第四十四条 法第三十五条の五の経済産業省令で定める消費設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 次号に掲げるもの以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。

イヌ 「略」

ル 末端ガス栓と燃焼器とを硬質管、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、ゴム管等を用いて接続する場合は、告示で定める規格に適合するものを用いること。

ヲム 「略」

二 「略」

(バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準)

第五十四条 法第三十七条の経済産業省令で定める特定供給設備(バルク供給に係るものに限る。)の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 バルク貯槽は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 「略」

ロ 次の基準に適合すること。

(1) 「略」

(2) 貯蔵能力が三千キログラム以上のバルク貯槽(次の表に掲げるバルク貯槽であつて、貯蔵能力が一万キログラム未満のものを除く。)は、その外面から、第一種保安物件に対し十六・九七メートル以上、第二種保安物件に対し十一・三一メートル以上の距離を有すること。

表 「略」

(3)・(4) 「略」

ハクチ 「略」

三・四 「略」

(軽微な変更)

第六十六条 法第三十七条の四第三項で準用する法第三十七条の二第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 液化石油ガスが通る部分の充てん設備に係る設備の取替え(液化石油ガス保安規則第十六条第一項第一号の規定に基づき製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製

ヲム 「略」

二 「略」

(バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準)

第五十四条 法第三十七条の経済産業省令で定める特定供給設備(バルク供給に係るものに限る。)の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 バルク貯槽は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 「略」

ロ 次の基準に適合すること。

(1) 「略」

(2) 貯蔵能力が三千キログラム以上一万キログラム未満のバルク貯槽(次の表に掲げるものを除く。)は、その外面から、第一種保安物件に対し十六・九七メートル以上、第二種保安物件に対し十一・三一メートル以上の距離を有すること。

表 「略」

(3)・(4) 「略」

ハクチ 「略」

三・四 「略」

(軽微な変更)

第六十六条 法第三十七条の四第三項で準用する法第三十七条の二第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

「号を加える。」

造したもののその他の保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。)であつて、当該設備の処理能力(同規則第二条第一項第十五号に定める処理能力をいう。)(の変更を伴わないもの(前号に掲げるものを除く。))

三・四 「略」

二・三 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。